

防経施第2411号
24.3.1
一部改正 防官文(事)第18号
27.10.1
一部改正 防整施(事)第334号
29.10.1
一部改正 防整施(事)第253号
5.6.30
一部改正 防整施(事)第266号
令和6年6月27日

整備計画局長
防衛大学校長
防衛医科大学校長 殿
各幕僚長
防衛装備庁長官

事務次官

防衛基盤としての自衛隊施設に関する検討チーム設置要綱について
(通達)

標記について、別紙のとおり定められたので、遺漏なきよう措置されたい。

添付書類：別紙

写送付先：大臣官房長
防衛政策局長
人事教育局長
地方協力局長
防衛研究所長
情報本部長

防衛基盤としての自衛隊施設に関する検討チーム設置要綱

(設置)

第1 東日本大震災において、沿岸部に位置する自衛隊施設に被害が生じたことを受け、東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）及び今般の震災への対応で得られた教訓事項において、災害に強い自衛隊施設の整備が求められていることを踏まえ、我が国の安全保障及び災害対策において重要である自衛隊施設の在り方を検討するため、防衛基盤としての自衛隊施設に関する検討チーム（以下「検討チーム」という。）を置く。

(構成)

第2 検討チームの構成は、次のとおりとする。

- (1) 検討チーム長 整備計画局施設計画課長
- (2) 検討チーム員 整備計画局建設制度官
整備計画局施設整備官
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局企画部管理施設課長
統合幕僚監部総務部総務課長
統合幕僚監部首席後方補給官付後方補給官（補給）
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部防衛部施設課長
防衛装備庁長官官房会計官

(運営)

第3 検討チーム長は、検討チーム会議を招集し、会務を総理する。

- 2 検討チーム長は、必要があると認めるときは、関係部局に対し、関係職員の検討チーム会議への出席及び資料の提出を求めることができる。
- 3 前項の要求があった場合、関係部局は、これに応じ、協力するものとする。

4 検討チームに関する庶務は、整備計画局施設整備官との連携の下、整備計画局施設計画課において処理する。

(委任規定)

第4 この要綱に定めるもののほか、検討チームの運営に関し必要な事項は、検討チーム長が定める。